

# 2020年度 簿記検定試験実施要項

主催 日本商工会議所・岸和田商工会議所

## 1. 試験日程

| 施行回               | 試験日            | 受付期間                                                        |
|-------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 第155回             | 2020年6月14日(日)  | 【窓口】2020年5月13日(水)～5月15日(金)<br>【ネット】2020年4月6日(月)～5月15日(金)    |
| 第156回             | 2020年11月15日(日) | 【窓口】2020年10月14日(水)～10月16日(金)<br>【ネット】2020年9月7日(月)～10月16日(金) |
| 第157回<br>(2・3級のみ) | 2021年2月28日(日)  | 【窓口】2021年1月27日(水)～1月29日(金)<br>【ネット】2020年12月21日(月)～1月29日(金)  |

※窓口申込受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜日の窓口受付はございませんのでご注意ください。

※インターネット申込は24時間受付

※岸和田商工会議所ホームページ(<https://www.kishiwada-cci.or.jp/>)による合格発表は、合格者の受験番号のみ掲示いたします。

また、2019年度より、2・3級受験者対象にWEB成績照会サービスの提供を開始しました。

詳しくは同ホームページをご覧ください。尚、これにともない、成績票の郵送サービスは廃止となりましたので、ご了承ください。また、電話による可否の照会には一切応じません。

## 2. 受験料(消費税含む)・試験開始時間

| 級     | 1 級        | 2 級        | 3 級        |
|-------|------------|------------|------------|
| 受 験 料 | ¥ 7, 8 5 0 | ¥ 4, 7 2 0 | ¥ 2, 8 5 0 |
| 開始時間  | 午前9時～      | 午後1時30分～   | 午前9時～      |

※受験料は申込時にお釣りの無いようにお願いいたします。

※インターネットでのお申込みは左記受験料に手数料(584円)が掛かります。

## 3. 窓口申込場所 岸和田商工会議所(岸和田市別所町3-13-26)

## 4. 試験場 岸和田商工会議所

## 5. 申込手続

### 【窓口申込み】

①受験申込書への記入は、原則として受験者本人の自筆といたします。

②受験申込書に各級受験料を添えて提出してください。

※電話及び郵送による申込は堅くお断りいたします。

### 【インターネット申込み】

① 岸和田商工会議所のHPより受験申込画面に入り、諸注意をよく読み、お申込みください。

② 受験票は後日、郵送いたします。

## 6. 合格証書交付期間

合格発表日にお知らせします。

※合格証書は受験票と引き換えにお渡しいたします。

※合格証書の保存期間は試験施行日から1年間(試験施行日を1日目とする)です。

この保存期間経過後は合格証明書に代えます。

## 7. 受験者への連絡・注意事項（よくお読み下さい。）

- ①一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- ②試験会場には所定の申し込み手続きを完了した受験者本人のみの入場を許可します。
- ③試験開始10分前迄に入場し、受験票の番号と同じ番号の席に着き、受験票と身分証明書は机の上に置いてください。試験開始後の試験会場への入場は認めません。また、勝手に試験会場の机、椅子、機器等を移動させないこと。
- ④試験開始後30分間と試験終了前10分間は退場できません。
- ⑤試験当日必ず持参するもの
  - ・受験票
  - ・身分証明書(氏名・生年月日の記載がある顔写真貼付の「身分証明書」(学生証・運転免許証等)
  - ・筆記用具(そろばん・電卓・HBまたはBの黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴムのみ)

※電卓の使用は可能ですが計算機能だけできるものに限り、勘定科目等のインプットが可能なものや、メロディなど音の出るもの及び携帯用コンピューター(電子手帳を含む)は使用できません。但し、日数計算・時間計算・換算・税計算・検算(音の出ないものに限る)機能については使用を認めます。また、携帯電話を電卓として代用することや、ラインマーカーや色鉛筆、定規等の使用は認めません。
- ⑥答案用紙、計算用紙は必ず提出して下さい。持ち帰った場合は失格とします。
- ⑦次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
  - ・試験委員の指示に従わない者
  - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
  - ・試験問題等を複写する者
  - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
  - ・答案用紙を持ち出す者
  - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
  - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
  - ・その他の不正行為を行う者
- ⑧試験中は携帯電話、PHS、ポケットベル等の使用を禁止します。必ず電源を切っておいてください。試験時間中に鳴動したり操作等を行った場合、カンニング行為とみなし退場させる場合があります。
- ⑨試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- ⑩試験中の飲食、及び試験会場での喫煙はできません。
- ⑪試験会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はお断りいたします。
- ⑫試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
- ⑬受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
- ⑭合格証書は、受験票持参者に対し受験票と引き換えに交付します。本人以外が当該受験票を持参した場合、本人より合格証書受領に関する正当な委任を受けているものとみなします。  
なお、合格証書の再発行はできません。
- ⑮台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、止むを得ず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

- ⑯台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
- ⑰受験票は採点結果の回示および合格証書の受け渡し時に必要となりますので、大切に保管してください。

## 8. 試験の科目及び程度

| 級 別 | 科 目                                                              | 程 度                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 級 | 商業簿記・会計学<br>(制限時間1時間30分)<br>～ 休 憩 ～<br>工業簿記・原価計算<br>(制限時間1時間30分) | 大学程度の商業簿記、工業簿記及び原価計算並びに会計学を修得し、企業会計原則、原価計算基準などの会計基準及び商法、財務諸表等規則その他の企業会計に関する法令を理解している。 |
| 2 級 | 商業簿記・工業簿記<br>(制限時間 2 時間)                                         | 高校程度の商業簿記及び工業簿記（初歩的な原価計算を含む）を修得している。（5題以内）                                            |
| 3 級 | 商 業 簿 記<br>(制限時間 2 時間)                                           | 商業簿記の基礎的な原理を理解し、（商品売買業における）記帳、決算等の初歩的な実務を理解している。（5題以内）                                |

## 9. 合格基準

各級とも満点を100点とし、得点70点以上をもって合格とする。但し、1級に限り1科目毎の得点が40%に満たないものは不合格。

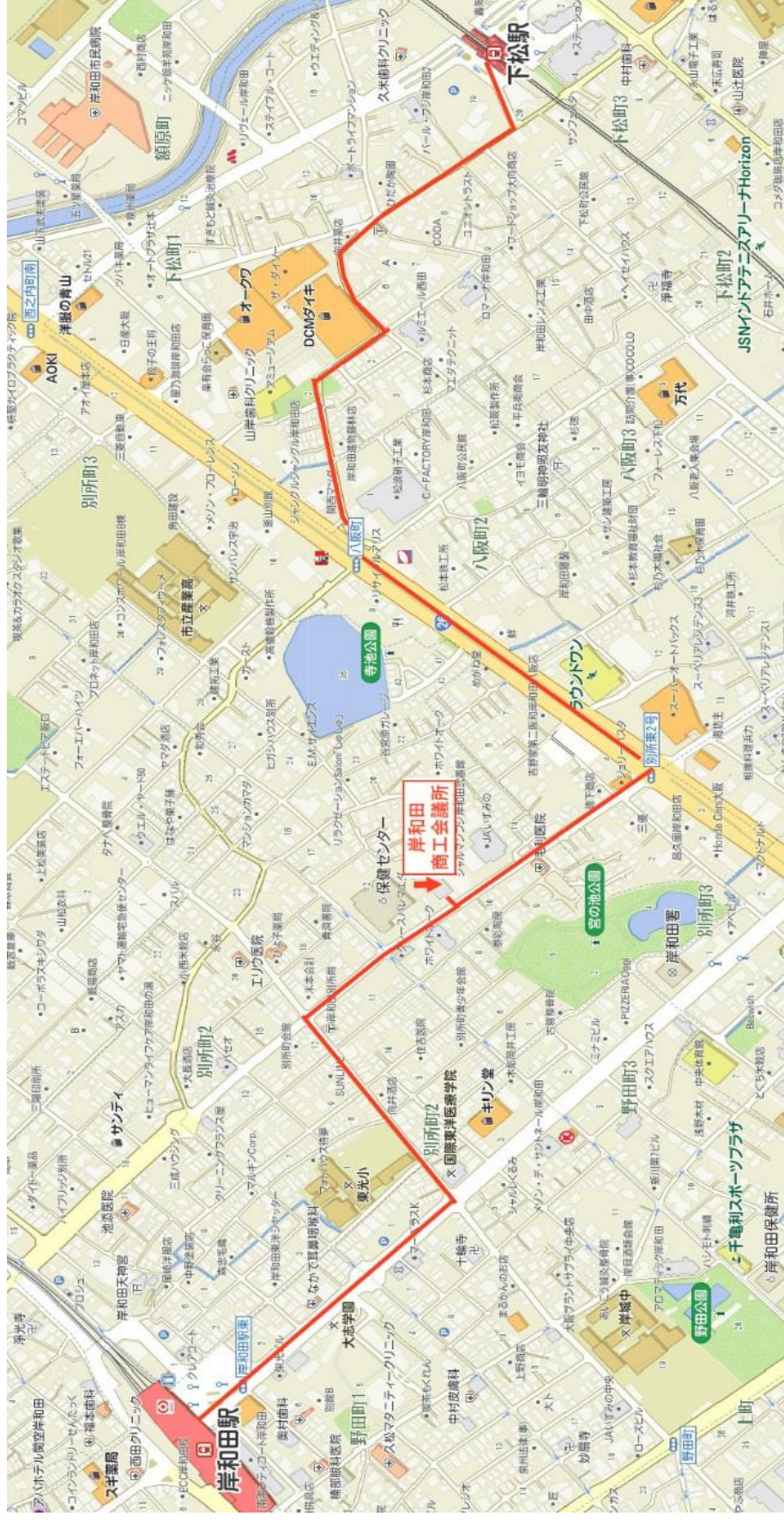
## 10. 出題区分表

日本商工会議所HP (<http://www.kentei.ne.jp/>)を参照のこと。インターネットを参照できない方で必要な方は申込先まで申し出てください。

## 【簿記検定1級合格者に対する特典】

- 税理士法第5条第1項第11号の規定に基づく国税審議会の認定により税理士試験の受験資格が認められています。  
1級合格者が当該試験の受験を希望する場合は、受験願書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各国税局総務部人事課又は国税庁人事課に直接申し込んでください。
- 職業能力開発促進法第30条の規定に基づく公共職業訓練及び認定事業内職業訓練指導員資格試験における事務員の試験において、実技試験のうち「簿記」及び学科試験のうち「簿記」が免除されています。  
この資格試験は各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各都道府県庁職業訓練課又は職業安定課に直接申し込んでください。

# (試験場地図)



※試験会場への自動車での来場はお断り致します。

▼お問い合わせ先

岸和田商工会議所 簿記検定担当

〒596-0045

岸和田市別所町3-13-26

電話 072 (439) 5023

FAX 072 (436) 3030